

公文類集第六十九編

昭和二十年

卷六

政綱門
大止
朝鮮
地方自治
關東州
雜載

國立公文書館
分類
2 A
13
番号 2890

3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4

4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2

帝國議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル戰時緊

		外務大臣	馬
内閣總理大臣	五	海軍大臣	馬
内務大臣	五	司法大臣	五
大藏大臣	五	農商大臣	大東亞大臣
厚生大臣	五	軍需大臣	魯
陸軍大臣	五	運輸通信大臣	下村
		安井國務大臣	國務大臣

急措置法案

右樞密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付
同院上奏ノ通裁可シ奏請セラレ然ル
ベシト認ム

上諭案

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國議會ノ
協贊ヲ經タル戰時緊急措置法ヲ裁可
シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和三十年六月二十一日

内閣總理大臣
各國務大臣

法律第三十八號

(樞密院上奏ノ通)

帝國議會上奏

大正二年六月

谷國議大臣
内閣總理大臣

年 月 日

敬者
臣等帝國議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル戰時緊急措置法案諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十日ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃千謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク
昭和二十年六月二十日
樞密院議長男爵臣平沼騏一郎

戰時緊急措置法

第一條 大東亞戰爭ニ際シ國家ノ危急ヲ克服スル爲緊急ノ必要アルトキハ政府ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ掲タル事項ニ關シ應機ノ措置ヲ講ズル爲必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 軍需生産ノ維持及増強
- 二 食糧其ノ他生活必需物資ノ確保
- 三 運輸通信ノ維持及増強
- 四 防衛ノ強化及秩序ノ維持

五 稅制ノ適正化

六 戰災ノ善後措置

七 其ノ他戰力ノ集中發揮ニ必要ナル事項ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲ス處分又ハ同條ノ規定ニ依リ爲ス處分ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スルコトヲ得

第三條 第一條ノ規定ニ基キテ發スル命令等ハ之ニ依リ爲ス處分又ハ同條ノ規定ニ依リ爲ス處分ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又八十萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲ス處分又ハ同條ノ規定ニ依リ爲ス處分ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三年以下の懲役五千圓以下の罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

國家總動員法第三十五條、第四十八條及第四十九條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第四條 第一條ノ規定ニ基ク措置ニシテ重要ナルモノニ付テハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ戰時緊急措置委員會ニ諸同スペシ但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ事後ニ之ヲ報告スベシ

戰時緊急措置委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

御覽済内閣へ御下付

閣印第二一九號

案 起
昭和三十年六月十三日 閣議昭和三十年七月十多日 決定
裁可昭和三十年六月十三日 施行 昭和年月日

内閣總理大臣 盛

内閣書記官長 井 内閣書記官

法制局長 井

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

機井國發

内務大臣

司法大臣

農商大臣

左近司國發

大藏大臣

文部大臣

下村國發

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

安井國發

別紙兩院、議決ヲ經タル戰時緊急
措置法案ヲ審査且スルニ右ハ貴族院